

アジア観光誘客（台湾）企画運營業務に係るプロポーザル選定委員会設置要綱

令和7年3月21日制定

[郡山市産業観光部観光政策課]

（趣旨）

第1条 この要綱は、アジア観光誘客（台湾）企画運營業務に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 1 募集要項、仕様書等の確認に関すること。
- 2 企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関すること。
- 3 その他委員会が必要と認める事項に関すること。

（組織等）

第3条 委員会は、委員6名以内をもって組織する。

2 委員は、産業観光部長、産業観光次長、観光政策課長、観光政策課長補佐、観光係長、観光係係員とする。

3 委員の任期は、本業務の契約候補者と契約を行った日までとする。

（会議）

第4条 委員は「審査基準」に基づき、申請書類による書面審査により行う。

2 委員は、必要に応じて質問を行う場合がある。

（守秘義務）

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月21日から施行する。
- 2 この要綱は、本業務の契約候補者と契約を行った日に、その効力を失う。
- 3 令和7年4月1日以降、「産業観光部長」は「文化スポーツ観光部長」に、「産業観光部次長」は「文化スポーツ観光部次長」に、「観光係長」は「観光交流係長」に、「観光係係員」は「観光交流係員」に読み替えるものとする。